資料4

# その他の取り組みについて

令和8年2月

# 目次



1. 路面標示の効率的・効果的な維持管理について

2. 高速道路等での逆走対策について

3. 通学路での安全対策について

4. 道路交通法施行令の一部改正に関する情報共有

5. 自転車交通反則通告制度開始に関する情報共有

6. 交差点名称の変更について

# 1. 路面標示の効率的・効果的な維持管理について

国土交通省

- 令和7年度第1回安推連から、新たに路面標示の効率的・効果的な維持管理について審議。
- 路面標示に関する課題の認識を共有し、**各道路管理者の密な連携が必要**であることを確認。

## 路面標示に関する課題認識

### 路面標示の特徴

- 路面標示の一部が消えると、道路や交差点の全体の機能が低下

### 路面標示の維持管理上の課題

- 路面標示ごとに管理者が異なる（右図例）
- 管理者ごとに修繕基準や更新年度、発注・施工時期が異なる

**効率的・効果的な維持管理の為には、**
**各管理者の密な連携が必要**

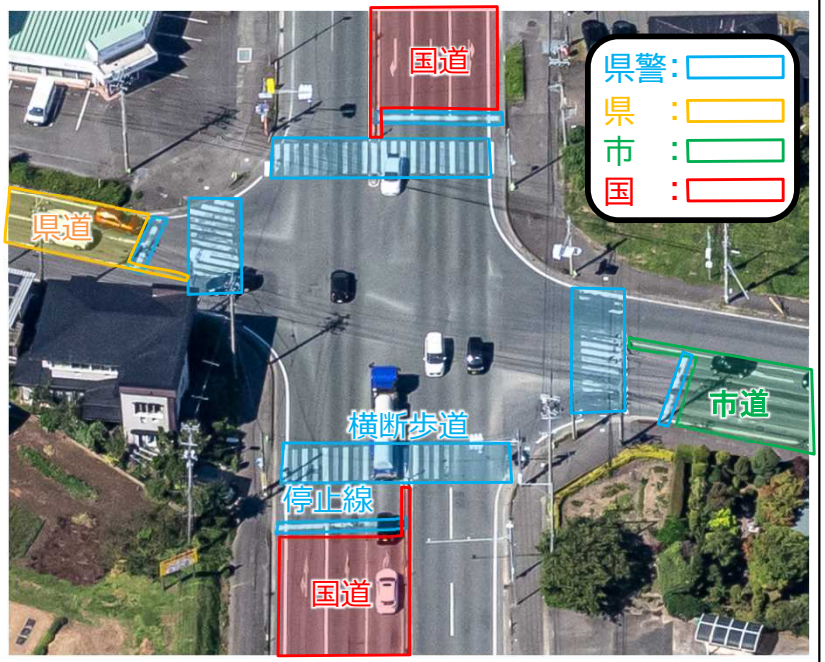


例：北上工業団地口交差点の路面標示管理者区分

## 今後の取組方針（案）

- 安推連事務局会議を通じて、各管理者の維持管理状況を共有。
- 令和8年度には、県内6箇所で同時施工を実施し、効率的・効果的な取組となるように引き続き各管理者間で調整を図る。
- 安推連等で継続的に報告を行い、路面標示の効率的・効果的な維持管理に向けて取組を推進。

# 1．路面標示の効率的・効果的な維持管理について

国土交通省

- 岩手県では、**管理者ごとに工事期間や塗り直し基準が異なり、一体的な維持管理ができていない。**
- 一方で、AIによる区画線診断などの工夫も行われている。

## 路面標示に関する取り組み状況（岩手県の状況）

■**管理者によって工事期間にばらつきがある**

| 管理者 | | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 道路管理者 | 岩手河国 | | 契約 | 現地調査 | | 工事期間 | | |
| | 三陸国道 | 契約 | | 工事期間 | | | | |
| | 南三陸沿岸国道 | | 契約 | 現地調査 | | | 工事期間 | |
| | 岩手県 | 契約 | 現地調査 | | | 工事期間 | | |
| 交通管理者 | 岩手県警 | | 契約 | | | | 工事期間 | |

■**管理者ごとに塗り直し基準が異なり、更新時期にばらつきがある**

■**管理者間の点検結果の情報共有が十分にできておらず、一体的な塗り直しができていない**

一方で工夫事例もあり

- ✓ **AIによる区画線診断の一部実施**
- ✓ **速乾剤導入による日当たり作業量増加**
- ✓ **溶融式から加熱式への置き換え箇所の検討**
- ✓ **他工事・夜間点検との同時施工**
- ✓ **通学路における早期施工の取り組み**

**今後の安推連で検討**

# 1. 路面標示の効率的・効果的な維持管理について

国土交通省

- 令和8年度は、**県内6箇所で同年度内に施工を実施**し、取り組みの効果や課題を整理予定。

## ■同年度内施工箇所位置図

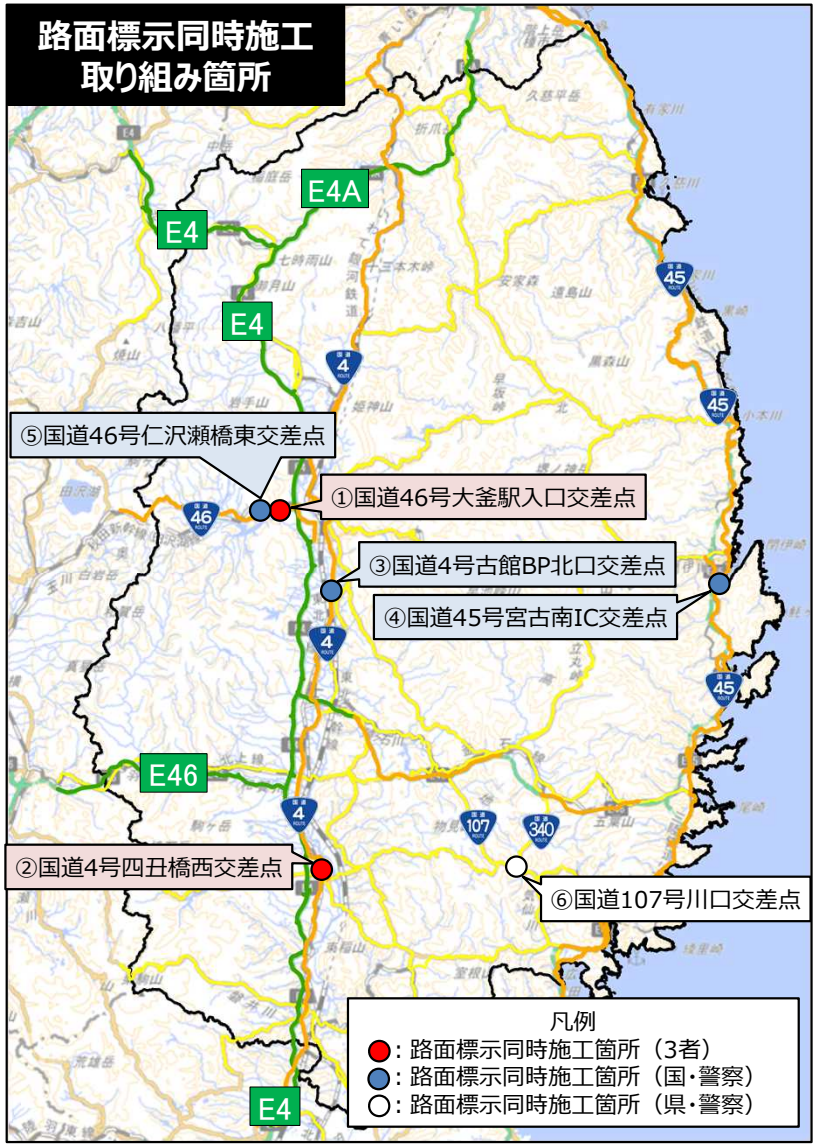


## ■同年度内施工箇所（案）

| No. | 交差点名 | 主道路 | 従道路① | 従道路② | 同時施工対象 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 国 | 県 | 警察 |
| ① | 大釜駅入口 | 国道46号 | （一）大釜停車場線 | 滝沢市道 | ● | ● | ● |
| ② | 四丑橋西 | 国道4号 | （一）玉里水沢線 | – | ● | ● | ● |
| ③ | 古館BP北口 | 国道4号 | 紫波町道 | – | ● | – | ● |
| ④ | 宮古南IC | 国道45号 | 三沿道 | – | ● | – | ● |
| ⑤ | 仁沢瀬橋東 | 国道46号 | 滝沢市道 | – | ● | – | ● |
| ⑥ | 川口 | 国道107号 | 国道340号 | – | – | ● | ● |

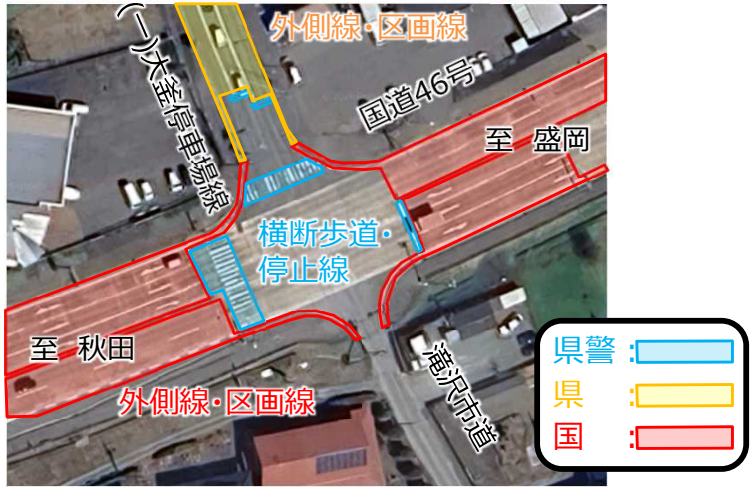


大釜駅入口交差点の路面標示管理者区分

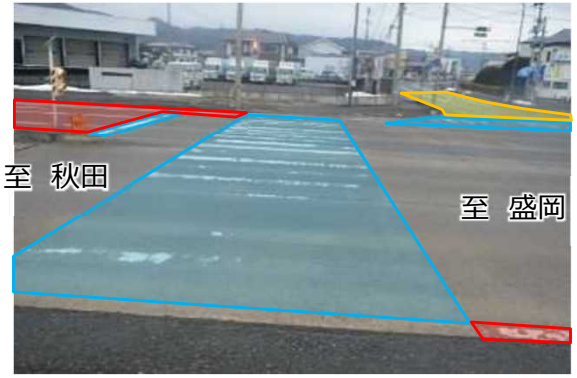


大釜駅入口交差点の現況

# 1．路面標示の効率的・効果的な維持管理について

国土交通省

- 今回の安推連にて、令和8年度の取組方針について報告した。
- 令和8年度以降は、令和8年度の取り組み結果等についての報告を予定している。

■スケジュール（案）

| 時　期 | 内　容 |
|---|---|
| 令和7年7月16日～26日<br>（第1回安推連（書面）） | • 路面標示維持管理に関する課題報告<br>• 連絡調整体制構築の報告 |
| 令和8年2月<br>（第2回安推連） | • 令和8年度の取り組み方針の報告 |
| 令和8年度以降 | • 令和8年度の取り組み結果等を報告 |

# 2. 高速道路等での逆走対策について

国土交通省

- 令和7年4月26日22時頃に**東北道上り那須IC～黒磯板室ICにおいて、逆走車による死亡事故が発生**した。事故当時は、料金所付近のプラザ内締切や本線合流部、PAランプ部での矢印板・矢印路面標示の設置、平面Y型交差部でのカラー舗装等の設置といった対策を実施していた。

■ 黒磯板室ICでの事故及び対策状況




※国土地理院地図を加工

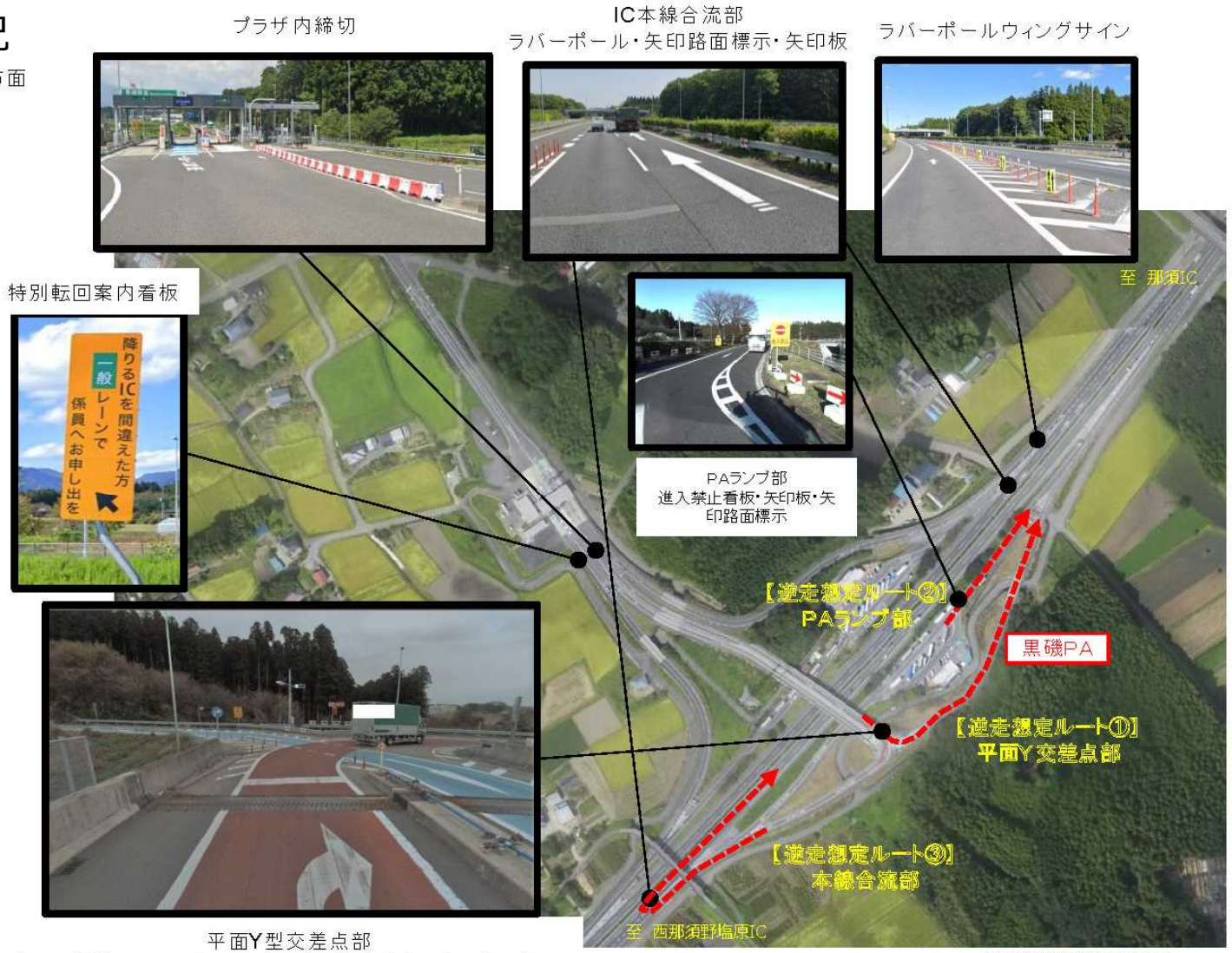


※国土地理院　航空写真を加工

平面Y型交差点部
カラー舗装・ラバーポール・矢印板・注意喚起看板・路面標示

出典：第8回 高速道路での逆走対策に関する有識者委員会 配付資料より抜粋

# 2. 高速道路等での逆走対策について

国土交通省

- 令和7年6月25日に行われた「高速道路での逆走対策に関する有識者委員会」では、全国で逆走事案件数が年間200件程度で推移していることを受け、**対策の強化を必要とする「重点対策箇所」を全国188施設選定**し、これまで効果のあった技術も活用してさらなる対策を実施することとしている。
- うち**岩手県内では6施設選定**されており、令和7年11月に実施計画を策定した。
- 今後、令和10年度内までの対策完了を目指して事業実施予定。

高速道路会社管理区間の全IC等（IC,JCT,SA,PA）　3,182施設

全国統一的な基本的対策（矢印路面標示等）完了　3,113施設

一部未完了(※1)
69施設

重点対策箇所　188施設
（岩手県　**6施設**）(※2)

| 基本的対策後も重大事故発生　33施設（岩手県　0施設） | 基本的対策後も複数回逆走発生　85施設（岩手県　**3施設**） | 平面交差構造　85施設（岩手県　**4施設**） |
|---|---|---|
| 岩手県内該当なし | 【東北道】奥州SIC、北上江釣子IC<br>【秋田道】北上西IC | 【東北道】滝沢中央SIC<br>【秋田道】北上西IC、湯田IC、錦秋湖SA |

※2：「重大事故発生箇所」「複数回発生箇所」「平面交差構造箇所」に重複する施設があるため188施設、6施設の合計とは合わない

視覚的対策だけでなく、公募で効果の確認された物理的対策を中心に、さらなる対策を実施

引き続き基本的対策を実施

出典：第8回 高速道路での逆走対策に関する有識者委員会 配付資料をもとに作成

※1：令和5年度に公社からNEXCOへ移管されたIC等が該当

出典：NEXCO東日本プレスリリース（令和7年11月14日付）

別紙―3

# 重点対策箇所における実施計画

## （岩手県抜粋版）

# 2. 高速道路等での逆走対策について

東北-02

## 逆走対策　E4 東北自動車道 奥州スマートIC（複数回発生）

東北自動車道 奥州SICでは、R2とR3にDランプを逆走する事案がそれぞれ1件発生

【東北自動車道 奥州SIC(スマートIC)】

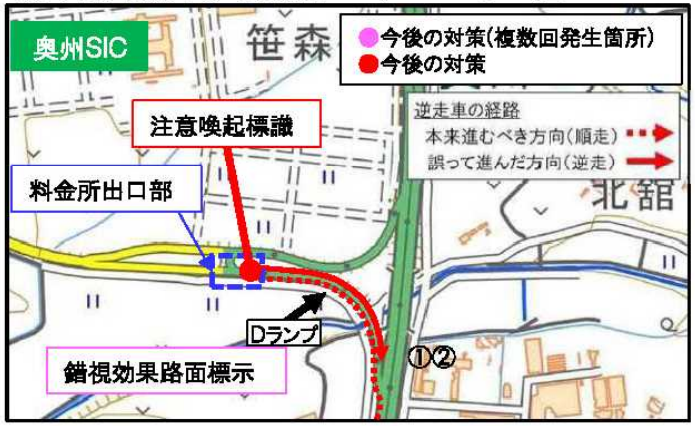


＜実施済み対策＞

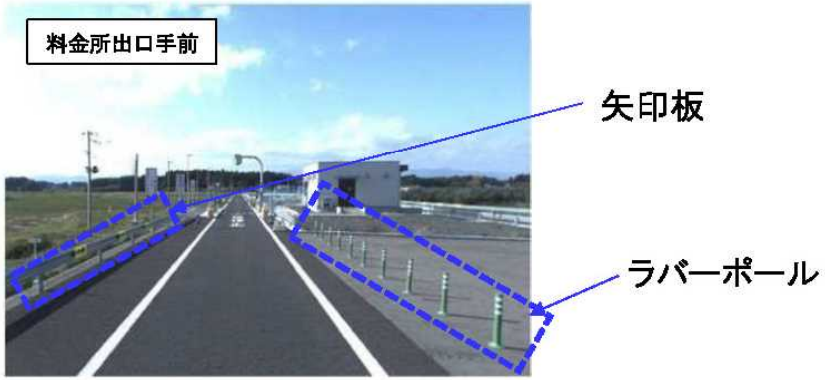


＜今後の対策（案）＞




逆走方向への進入不可の旨を明示するため、「錯視効果路面標示（矢印・進入禁止）」を設置

【当事者属性等】

| No | 発生日時等 | 年齢 | 動機 |
|---|---|---|---|
| ① | 令和2年11月26日<br>18時30分 | 24歳 | 【故意】ETCカードが無く、後続車が接近していたため |
| ② | 令和3年3月28日<br>21時6分 | 21歳 | 【故意】流出バーで通行券で流出できないことに気付いたため |

【逆走要因分析】

| 想定される原因 | 対策の方向性 | 対策内容（案） | 逆走パターン |
|---|---|---|---|
| ・既存対策の見落とし<br>・本線復帰のため逆走方向へ進入 | ・逆走方向への進入不可の旨の注意喚起の強化 | ・錯視効果路面標示<br>・注意喚起標識 | ④ |

注意喚起標識




※関係機関協議や現地条件の精査、実道での設置状況、技術検証等を踏まえ、今後の対策内容を見直すことがあります。

国土交通省

東北-03

# 逆走対策　E4 東北自動車道　北上江釣子IC（複数回発生）

東北自動車道 北上江釣子ICでは、R4にDランプで、R5にBランプ（本線含む）を逆走する事案がそれぞれ1件発生

【東北自動車道 北上江釣子IC】




＜実施済み対策＞

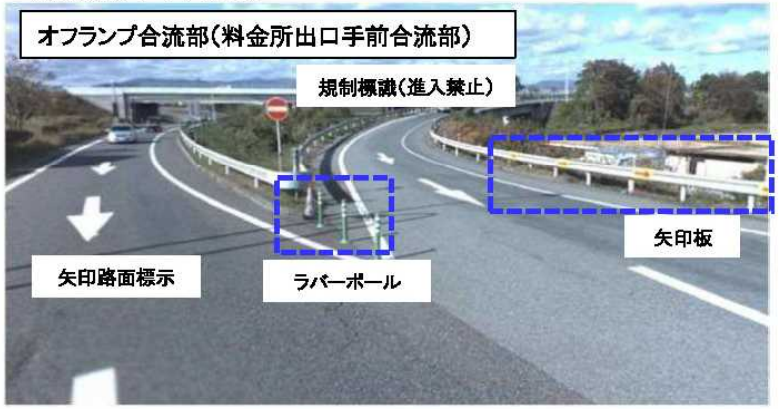


【当事者属性等】

| No | 発生日時等 | 年齢 | 動機 |
|---|---|---|---|
| ① | 令和4年4月5日<br>14時15分 | 68歳 | 【過失】誤って北上江釣子ICに流出し、Dランプに入れば本線に戻れると誤認していたため |
| ② | 令和5年4月20日<br>14時38分 | 71歳 | 【認知症の疑い】道に迷ったため |

＜今後の対策（案）＞

錯視効果路面標示







プレッシャーウォール




LED発光体付ウィングサイン



【逆走要因分析】

| 想定される原因 | 対策の方向性 | 対策内容（案） | 逆走パターン |
|---|---|---|---|
| ・既存対策の見落とし<br>・BランプからDランプに行くことで本線に復帰できるとると誤認 | ・逆走方向への進入不可の旨の注意喚起の強化 | ・錯視効果路面標示<br>・プレッシャーウォール<br>・LED発光体付ウィングサイン | ④ |

※関係機関協議や現地条件の精査、実道での設置状況、技術検証等を踏まえ、今後の対策内容を見直すことがあります。

国土交通省

東北-04

# 逆走対策　E46 秋田自動車道 北上西IC（複数回発生・平面交差）

秋田自動車道 北上西ICでは、R3にCランプで、R4にAランプを逆走する事案がそれぞれ1件発生

【秋田自動車道 北上西IC】

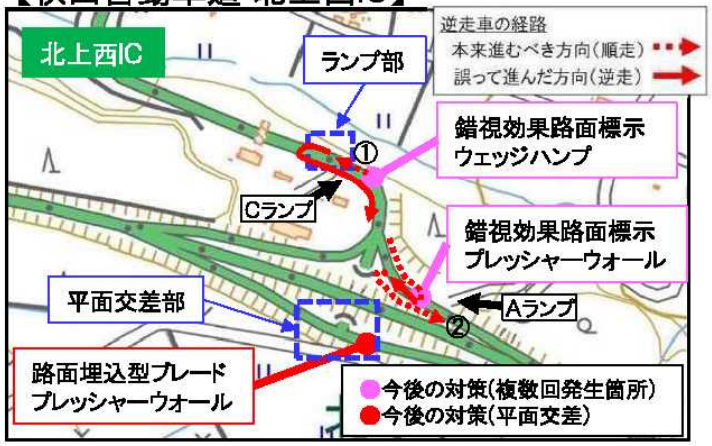


＜実施済み対策＞




【当事者属性等】

| No | 発生日時等 | 年齢 | 動機 |
|---|---|---|---|
| ① | 令和3年5月23日<br>9時30分 | 74歳 | 【故意】方向を誤ったと思い出口ランプに誤って侵入したため |
| ② | 令和4年6月22日<br>15時30分 | 87歳 | 【故意】分岐を誤り、ランプ合流部に戻るため |

【逆走要因分析】

| 想定される原因 | 対策の方向性 | 対策内容（案） | 逆走パターン |
|---|---|---|---|
| ・既存対策の見落とし<br>・ランプ部逆走後も逆走の認識なし | ・物理的な対策<br>・逆走方向への進入不可の旨の注意喚起の強化 | ・路面埋込型ブレード<br>・ウェッジハンプ<br>・錯視効果路面標示<br>・プレッシャーウォール | ④<br>⑤ |

＜今後の対策（案）＞

錯視効果路面標示




路面埋込型ブレード



プレッシャーウォール




ウェッジハンプ



※関係機関協議や現地条件の精査、実道での設置状況、技術検証等を踏まえ、今後の対策内容を見直すことがあります。



11

国土交通省

東北-10

# 逆走対策　E4 東北自動車道　滝沢中央スマートIC（平面交差）

【東北自動車道 滝沢中央SIC(スマートIC)】

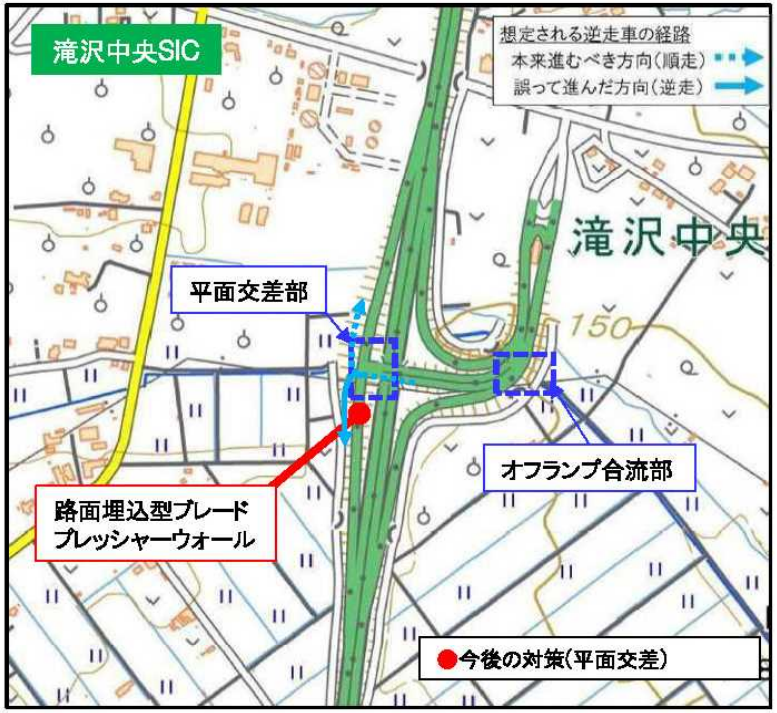


＜実施済み対策＞

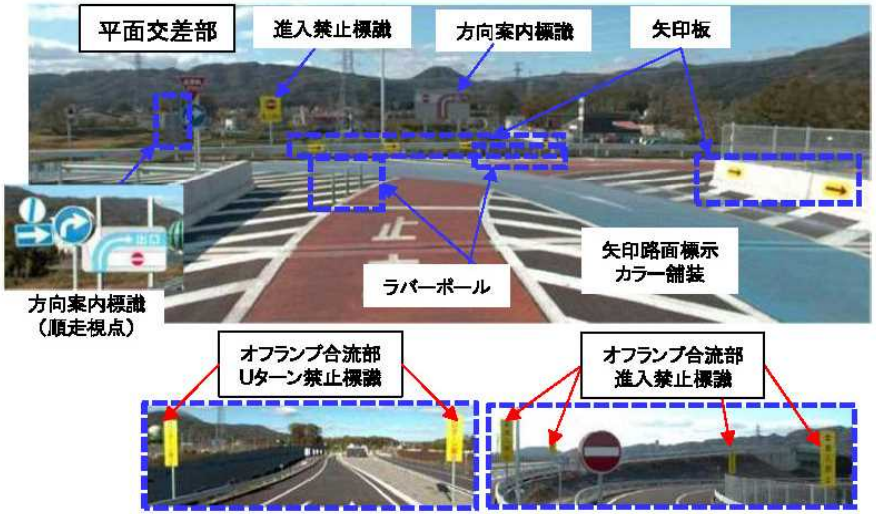


＜今後の対策（案）＞

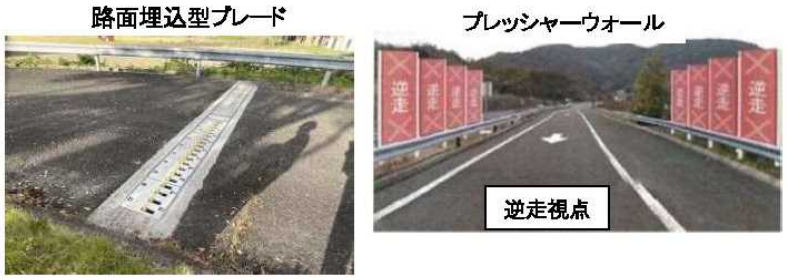


【逆走要因分析】

| 想定される原因 | 対策の方向性 | 対策内容（案） | 逆走パターン |
|---|---|---|---|
| ・既存対策見落とし<br>・道間違い等による平面交差部からの逆走 | ・物理的対策<br>・視覚的対策強化 | ・路面埋込型ブレード<br>・プレッシャーウォール | ⑤ |

※関係機関協議や現地条件の精査、実道での設置状況、技術検証等を踏まえ、今後の対策内容を見直すことがあります。



12

東北-11

# 逆走対策　E46 秋田自動車道　錦秋湖SA（平面交差）

【秋田自動車道 錦秋湖SA】




＜実施済み対策＞

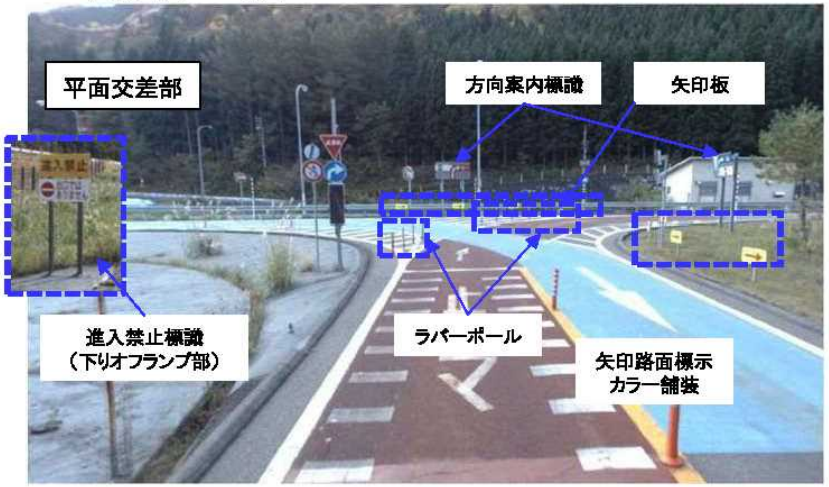


＜今後の対策（案）＞

路面埋込型ブレード



プレッシャーウォール




【逆走要因分析】

| 想定される原因 | 対策の方向性 | 対策内容（案） | 逆走パターン |
|---|---|---|---|
| ・既存対策見落とし<br>・道間違い等による平面交差部からの逆走 | ・物理的対策<br>・視覚的対策強化 | ・路面埋込型ブレード<br>・プレッシャーウォール | ⑤ |

※関係機関協議や現地条件の精査、実道での設置状況、技術検証等を踏まえ、今後の対策内容を見直すことがあります。

東北-12

# 逆走対策　E46 秋田自動車道　湯田IC（平面交差）

【秋田自動車道 湯田IC】




＜実施済み対策＞

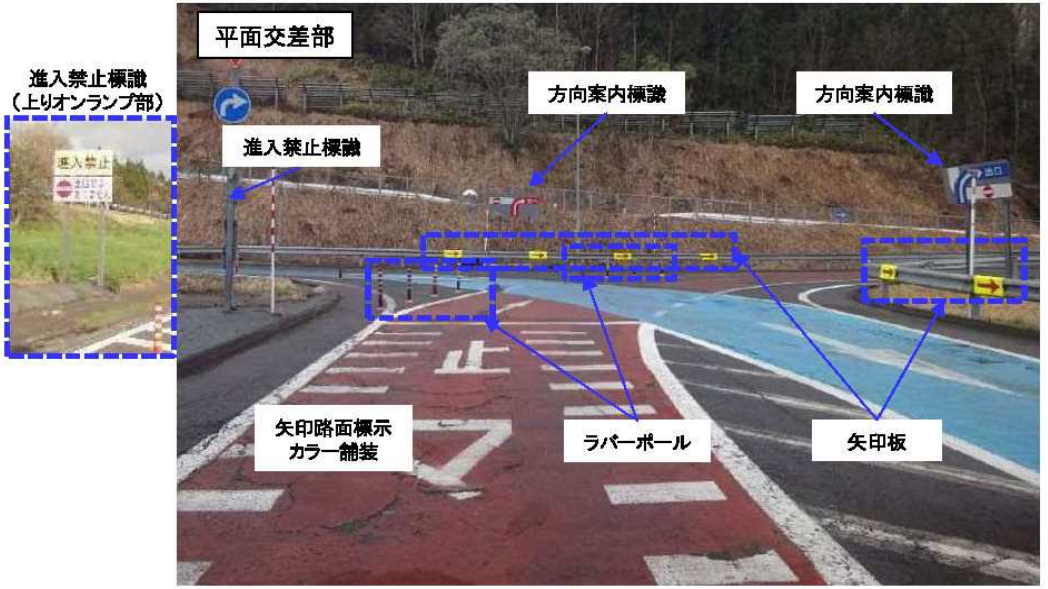


＜今後の対策（案）＞

路面埋込型ブレード



プレッシャーウォール




【逆走要因分析】

| 想定される原因 | 対策の方向性 | 対策内容（案） | 逆走パターン |
|---|---|---|---|
| ・既存対策見落とし<br>・道間違い等による平面交差部からの逆走 | ・物理的対策<br>・視覚的対策強化 | ・路面埋込型ブレード<br>・プレッシャーウォール | ⑤ |

※関係機関協議や現地条件の精査、実道での設置状況、技術検証等を踏まえ、今後の対策内容を見直すことがあります。

# 2. 高速道路等での逆走対策について



- 今回は、逆走対策に関する経過状況などの報告した。
- 次回以降は、逆走対策の進捗があった場合は随時報告していく予定である。

■スケジュール（案）

| 時　期 | 内　容 |
|---|---|
| 令和7年7月16日～26日<br>（第1回安推連（書面）） | • 逆走対策に関する現状の報告 |
| 令和8年2月<br>（第2回安推連） | • 逆走対策に関する経過状況などの報告 |
| 令和8年度以降 | • 状況に応じて、継続的に審議予定 |

# 3. 通学路での安全対策について

国土交通省

令和3年6月　千葉県八街市における事故

○発生日時：令和3年6月28日（月）　午後3時25分頃
○発生場所：千葉県八街市八街（やちまた）は2番地先（やちまた）の市道
○事故状況：下校中の小学生の列に大型トラックが衝突し、2名死亡、意識不明の重体1名、重傷2名

○発生場所：千葉県八街市八街は2番地先（やちまたしやちまた）
○路線名：八街市道12016号線
○発生日時：令和3年6月28日（月）15時35分頃
○事故概要：下校途中の児童の列に大型トラックが突っ込み、
2名が死亡、意識不明の重体1名、重傷2名
○交通量：不明
○現況幅員構成　全幅5m（中央線・外側線：無）
歩道：無、防護柵：無
○交安法指定：無
○通学路指定：学校指定




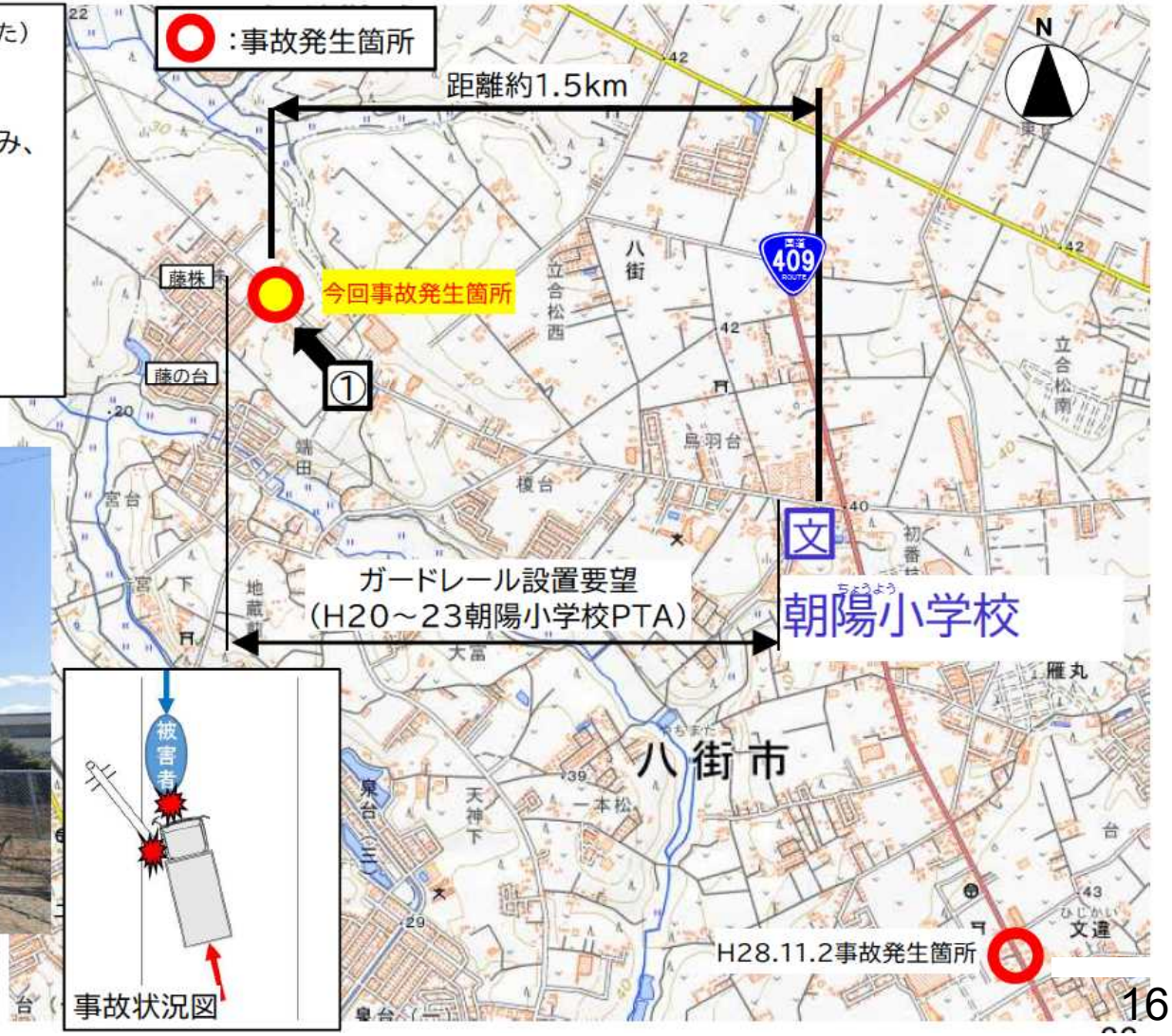

# 3. 通学路での安全対策について

国土交通省

## 道路管理者が実施する対策の進捗状況（Ｒ３通学路合同点検）

○令和３年６月に千葉県八街市で発生した小学生５名が死傷する交通事故を受け、 全国の小学校の通学路を対象とした合同点検を実施

○合同点検の結果および対策の進捗状況は以下のとおり

（道路管理者分）（令和7年3月末時点）

- 対策必要箇所数　：39,016箇所
- 対策実施済箇所数　：39,016箇所（100%）
- 一部の対策を継続実施中の箇所数
  ：　2,707箇所（約7%）

（継続実施中の対策の内訳）

- 歩道の整備・交差点改良
  ：約2,150箇所
- 防護柵の設置　等
  ：約　50箇所
- カラー舗装　　等
  ：約　450箇所
- その他
  ：約　60箇所

【道路管理者による対策の例】

●歩道の整備




●防護柵の設置

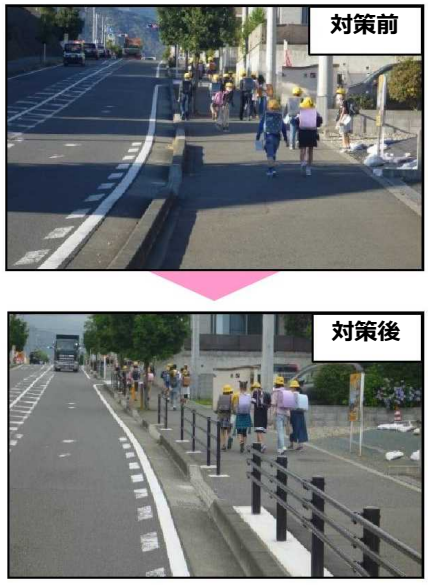


●路面標示の設置




●注意喚起看板の設置



# 3. 通学路での安全対策について

国土交通省

- 令和7年度完了事例として、紫波町での**歩道整備事業**の事例を紹介。
- 歩道未整備であった通学路において、令和5年度から整備を開始し、令和7年度に全線で供用。

## ■ 位置図







## ■ 整備イメージ図

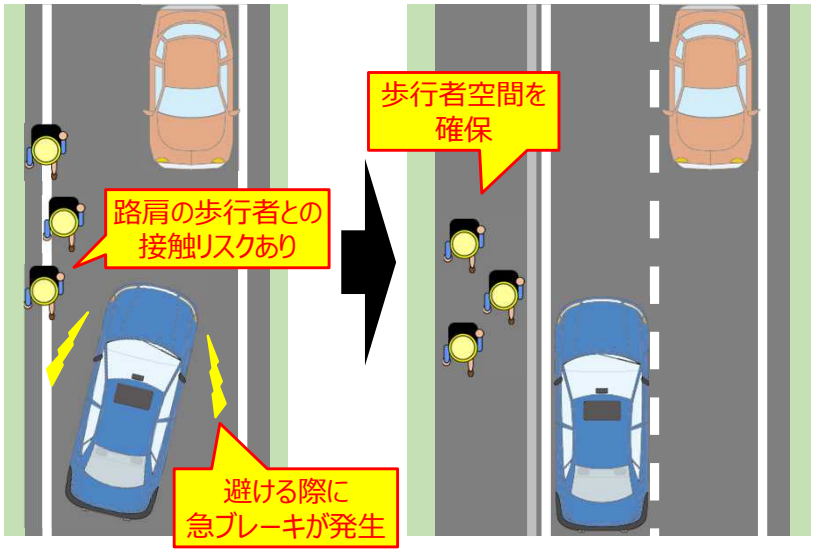


## ■ ETC2.0データによる効果検証

▼急ブレーキ発生回数（上下合計）

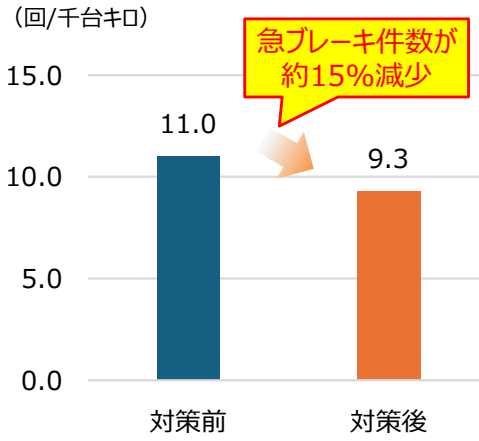


▼急ハンドル発生回数（上下合計）

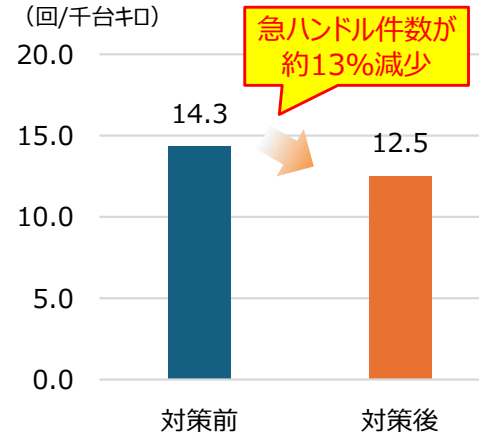


※ETC2.0プローブデータ　様式5-3-2、5-3-4
対策前：2021年4月～2022年3月
対策後：2025年11月～2025年12月
前後加速度-0.3G以下、ヨー角速度±8.5deg/s以上

## ■ 対策前後の状況






# 3. 通学路での安全対策について

国土交通省

- 令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通事故を受け、「通学路における交通安全の更なる確保について」に基づき、通学路の更なる安全確保に向け積極的に推進。
- 各地域の実情を踏まえた合同点検や対策の改善・充実等の取組を着実かつ効果的に実施するために、**通学路交通安全プログラム等を策定し、PDCAサイクルによる対策を推進**。

## ■ 通学路における交通安全の確保の徹底

| | |
|---|---|
| 早期の対策完了に向けた取組 | 早期の安全確保に向けて計画的に事業を推進 |
| 継続的な取組の実施 | 通学路交通安全プログラム等の推進体制を構築・活用し、計画的かつ継続的に取組を推進 |
| 対策必要箇所等の公表 | 対策必要箇所の状況等を適時適切に公表・情報発信 |
| 小学校周辺を面的に捉えた対策の促進 | 警察や学校、地域などとも連携し「ゾーン30プラス」の導入などの面的な対策を実施 |

## ■ 通学路安全確保のためのPDCAサイクル

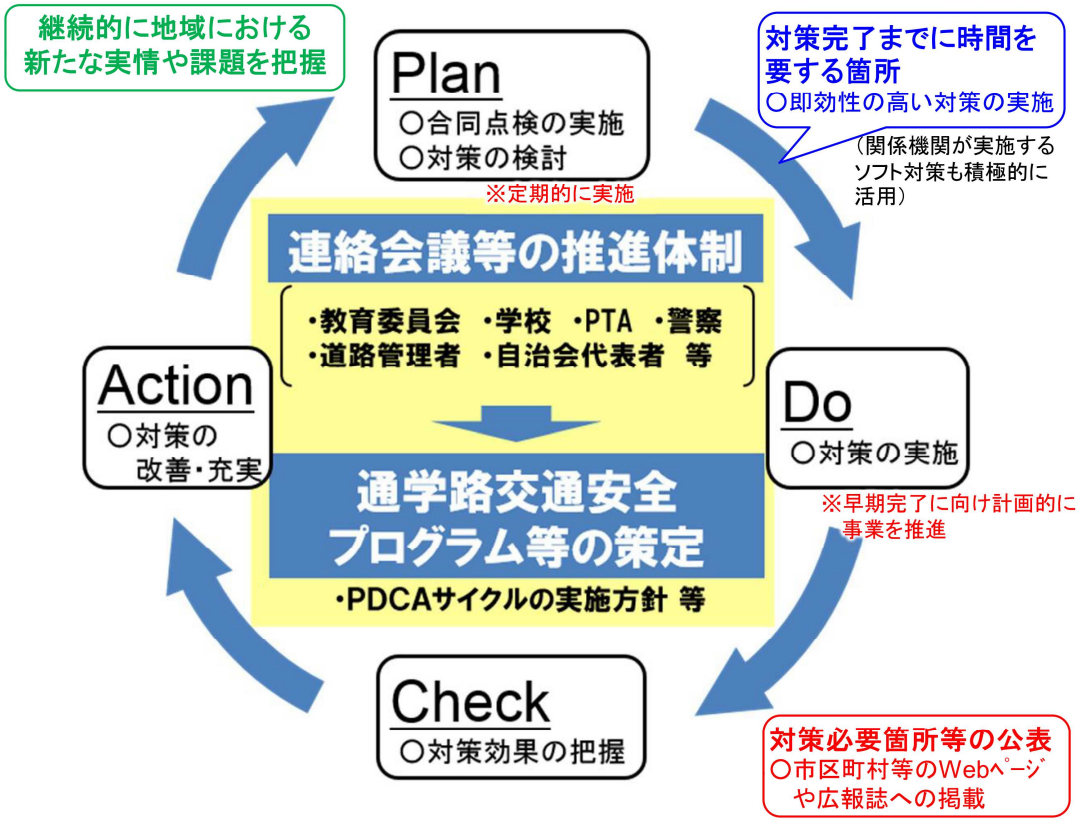


※出典：国土交通省HP

# 3. 通学路での安全対策について

国土交通省

- 今回は、Ｒ７年度の進捗状況の報告を行った。
- 次回以降も、継続的に進捗状況等を審議予定。

■スケジュール（案）

| 時　期 | 内　容 |
|---|---|
| 令和7年7月16日～26日<br>（第1回安推連（書面）） | • 通学路の安全対策の現状報告 |
| 令和8年2月<br>（第2回安推連） | • R7年度の進捗状況を報告。 |
| 令和8年度以降 | • 継続的に審議予定 |

# 4. 道路交通法施行令の一部改正に関する情報共有

国土交通省

- 令和8年9月1日より**改正道路交通法施行令**が施行予定であり、この改正では、**生活道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられる**。
- ここでいう**生活道路とは**、主に地域住民の日常生活に利用されるような、**中央線などがない道路**のことであり、道路標識などで、最高速度が指定されている道路は、その速度が最高速度となります。




出典：岩手県警察HP

## ■改正道交法施行令施行後の法定速度のイメージ



法定速度が30キロメートル毎時に引き下げられる道路



60キロメートル毎時の法定速度が維持される道路

出典：内閣府HP

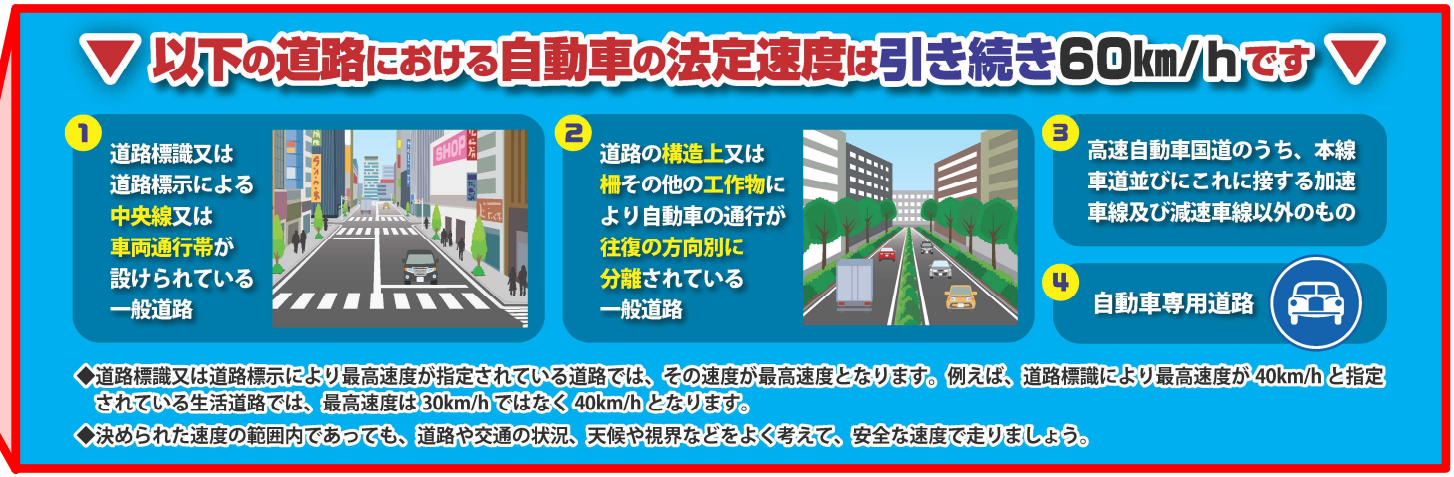

# 5. 自転車交通反則通告制度開始に関する情報共有

国土交通省

- 令和8年４月1日より**自転車も交通反則通告制度が開始**されます。
- 自転車で交通違反をした場合、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性の高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。




## 青切符により検挙される違反例

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、**危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反**であったときは検挙を行います。

| | | |
|---|---|---|
| 信号無視<br>6,000円<br>点滅信号を無視した場合<br>5,000円 | 一時不停止<br>5,000円 | 右側通行<br>6,000円 |
| 携帯電話使用等<br>（保持）<br>12,000円 | 遮断踏切<br>立入り<br>7,000円 | 制動装置<br>（ブレーキ）不良<br>5,000円 |

※これらの違反は一例になります。

出典：警視庁HP

# 6. 交差点名称の変更について

国土交通省

- 交差点名称標示について、沿道施設の変化に伴い、**交差点名称標示が実態に即していない交差点がある**ことから、自治体・警察・道路管理者で協議・調整を行い、交差点名称標示の変更を行う。

①市営球場入口交差点（市営球場はR6.3.31に廃止）**⇒新庄交差点（地区名から選定）**

②盛岡国道出張所前交差点（出張所はR５.４.1に廃止）**⇒津志田北[※1]交差点（地区名から選定）**

※1本交差点南側に「津志田」交差点があるため「津志田北」とした。




出典：地理院地図に道路情報等を追記して掲載

写真①：新庄交差点（予定）

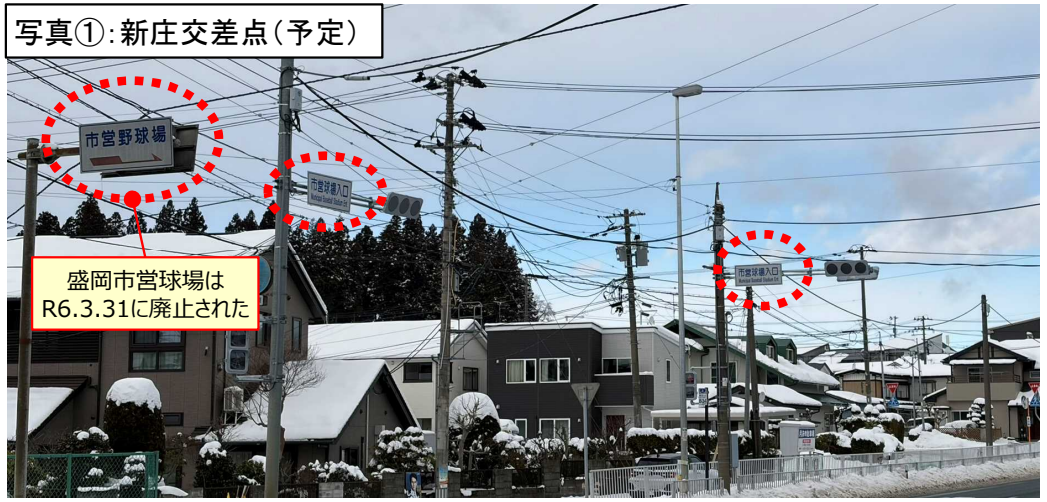


写真②：津志田北交差点（予定）

